

## 「中部広域圏スタンダード観光ルート開発事業」実施要綱

### 1 事業背景

H28 年度から、船会社やクルーズ船関係者に対し、地元周遊ツアーの造成や Fit 客への情報提供など、様々な活動を行ってきた。

そのような中、中城湾港はクルーズ船寄港地として後発地ということもあり、地域の知名度が浸透していないこと、また本組合が中国現地の旅行会社へ直接、アプローチする方法やパイプがなく、クルーズ旅客向けの地元の情報提供ができていないこと、他方、地域の事業者が中城湾港にクルーズ船がいつ寄港しているかの情報が充分に行き渡っていないことなど、様々な問題点が浮かび上がってきた。そのような問題を解決するには、地域の事業者等を巻き込んだ民間による観光ルートを実施しつつ、中部広域圏観光コースのスタンダード化に向けての問題点等を検証する必要がある。

そのため本委託事業では、専門の視点や船会社やクルーズ船関係者との関わり等を持つ民間人の協力を得ながら、まずはクルーズ旅客のニーズに基づきつつ、継続性・集客性等が確保できる関係市町村の集客施設（商業施設、文化的施設、体験施設等）などと連携し、中部広域圏のスタンダードな観光ルートの確立を目指す。

### 2 事業目的

中城湾港へ寄港するクルーズ船の寄港を契機に、今後、本圏域の周遊の増加が見込まれるクルーズ船客の中部広域圏における滞在と消費拡大を促すため、観光バスツアーの実証実験を実施し、中部広域圏のスタンダード観光ルートの開発に繋げる。

### 3 委託する事業内容

- (1) 観光バスツアーの企画運営
- (2) 乗客等へのアンケート調査
- (3) 業務実施報告
- (4) その他、スタンダードな観光ルート確立のために必要なこと

### 4 実施期間

- ・契約確定の翌日から平成 30 年 12 月 31 日まで

### 5 予想効果

- ・将来における中部広域圏のスタンダードな観光ルートの確立

- ・クルーズ船客のみならず訪日外国人旅行者の周遊の促進
- ・費用の節減（周遊バス運行費用やシャトルバス運行費用）

## 6 受託対象の団体

旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）の規定に基づき、旅行業登録を受けたもの